



お知らせ

遺言電話無料相談の
実施について

愛媛弁護士会では、「遺言」に焦点を定め、遺言電話無料相談を次のとおり実施します。ぜひ、ご利用ください。

日時 4月16日(月)

10時～15時

内容

「遺言」の作成、保管、執行に関する電話相談

※ 「相続」に関する相談は、

今回の電話相談では対応できませんので、ご了承ください。

直通電話

☎915-11055

※ 当日のみの直通電話です。

問い合わせ

愛媛弁護士会

☎941-6279

◆お知らせ

- ・遺言電話無料相談
- ・障害者自立作業所開始
- ・労働保険の年度更新
- ・送りつけ商法にご注意

事業主の皆さんへ

平成19年度の

労働保険の年度更新は

お済みですか？

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成19年度の年度更新は、4月1日(日)～5月21日(月)までです。お手続きはお早めに！
手続きには電子申請もご利用になれます。

<http://www.rnhlw.go.jp>

※ 石綿健康被害の救済費用に充てる一般拠出金の徴収も始まります。

問い合わせ

愛媛県労働局

労働保険徴収室

☎935-5202

松山労働基準監督署

☎917-5250

障害者自立作業所 開始

(NPO松前町障害自立ひまわりの会)

本人の自主性を尊重しながら、自立と地域社会への参加支援を目的として、障害の状態に応じた作業活動を行います。

場所 松前町総合福祉センター1階
障害者自立作業室

開始日 4月1日(日)

対象者 身体、知的、精神障害者

時間 9時30分～15時30分(土・日曜日、祝日は休み)

支給額 出所日数に応じ手当て支給(主に若年者対象)

職員 指導員(常時)、ヘルパー(ボランティア)、
看護師(ボランティア)

※ 年齢に関係なく、健康な方々のボランティア協力を募集しています。ご応募お待ちしております。

問い合わせ

NPO障害自立ひまわりの会事務局 ☎984-7400

曾我部忠三会长宅 ☎984-0300

送りつけ商法にご注意

● 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)とは

注文していないのに、商品を勝手に送りつけて代金を請求するものです。代金引換郵便で配達時に支払わせるものや、高額な書籍の購入を勧めるもの、身障者の支援や災害援助の寄付などを名目に、振込みをさせる手口もあります。

● 相談の多い商品

皇室写真集、叙勲者名簿、書籍、ビデオソフトなど

● 予防と対策

・注文していない商品を一方的に送りつけ

- ・ 送られた場合は、支払う必要はありません。
- ・ 特定商取引法では、送りつけ商法により送りつけられた商品は、届いた日から14日間(事業者に取り取りを請求した場合はその日から7日間)が経過すれば処分してよいことになっています。
- ・ 送りつける前に業者から電話で連絡があった場合などは、電話勧誘販売に該当する場合もありますので、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工水産観光係 ☎985-4120

愛媛県消費生活センター ☎925-3700